

日本の漁業技術協力

菊 地 徳 彌*

Fisheries Technical Cooperation by Japan

Tokuya KIKUCHI*

Summary

In the South Pacific island countries, economic development is greatly dependent on fisheries development. It is necessary for these countries, therefore, to make the best use of their fishery resources in 200 nautical mile zones and they are strongly requesting to increase access fees for distant water fishing nations as a mean of increasing revenues. In tandem with this approach, they are encouraging the introduction of joint ventures and foreign investment, and shifting the industry from tuna fishing operations to processing of products on land to produce additional revenue and expand foreign markets. A good example might be the joint venture in Solomon Islands. In the outer islands of these countries, however, many residents are still engaged in subsistent fishing. Accordingly, it is an important political objective to promote and up-grade fisheries in order to raise their standard of living and improve nutrition. On the other hand, in urban areas where consumer demand is expanding, there is a need to further develop commercial fisheries. To meet these needs, the countries in the region request various types of cooperation from Japan and its Overseas Fisheries Cooperation Foundation (OFCF), as well as other organizations, which are extending versatile forms of cooperation, such as technical cooperation for coastal fisheries development, personnel training in various courses, provision of equipment and materials through Japanese fishery organizations, technical rehabilitation and maintenance of fishery facilities, etc. Many remarkable results have been achieved, which are highly appreciated by recipient countries. Reflecting on the results of some projects that were terminated, however, transferred technologies are not always found to have been effectively utilized in the project site, despite the great efforts of dispatched experts. Some of this is attributable to the lack of technical knowledge of regional personnel, weak back-up systems of regional governments, insufficient maintenance of facilities due to insufficiency of running budgets, etc. It is necessary, therefore, to have clear insight and understanding of the socioeconomic circumstances of the region or country where a project is being implemented.

日本の漁業技術協力の対象国として、南太平洋島嶼国のうちでわが国のカツオ・マグロ漁船がその200海里水域で操業している、ミクロネシア連邦、ソロモン諸島、マーシャル諸島共和国、キリバス共和国について取り上げ、協力事業に共通する面や各国における具体的な事例について紹介したい。

一般的な背景

わが国とこれらの国の間には、講演者の一人である須貝氏から具体的なお話があったように、マグロ延縄、カツオ一本釣りあるいはまき網漁業に関する政府間協定または民間協定により本邦漁船

*海外漁業協力財団, Overseas Fisheries Cooperation Foundation, Akasaka 2-17-22, Minato-ku, Tokyo, 107.

の操業が認められ、かなりの生産量が維持されてきている。

国ごとに毎年行われている入漁のための交渉では相手国側から入漁料の引き上げ要求のほか新たな操業条件が提示され、これに豪州やニュージーランドが主導しているFFA（南太平洋フォーラム漁業機関）が関与していることもあって、交渉は年々困難になってきている。ただし、島嶼国側としては単に入漁料が引き上げられればよいという考えではなく、自らの国の振興を漁業を通じて実現していきたいと願っており、200海里水域への入漁と漁業技術協力などをリンクさせた形で交渉がまとめられるのが実態である。

技術協力の分野にはより広い目的を持った国際協力事業団（JICA）によって実施されるものがあるが、筆者が所属している海外漁業協力財団（OFCF）が実施しているのは、わが国の海外漁業を支援するという目的を持ったものである。技術協力以外に、政府による無償資金協力という制度で行われるさまざまな漁業施設の供与もあり、これらを実施することによりわが国漁船の操業が維持され、またいろいろな課題を抱えながらも島嶼国の漁業振興が図られているといえるだろう。

これらの島嶼国の多くは第二次世界大戦時に日本側との激戦地になったところで、過去に英国の保護領であったり、戦後米国を施政権者とする国連の統治地域であったという点でほぼ共通する。1970年代後半から1980年代後半（パラオは1994年10月）にそれぞれ独立、あるいは米国との自由連合国家となり、日本との間に外交関係が開設され、その結びつきを年々強めてきている。

これらの国は環礁を持った島々からなり、都市部での貨幣経済と地方あるいは離島における伝統的な自給自足経済とが併存している状況にあるが、地方や離島の村落共同体の中にも徐々に貨幣経済が浸透しつつあるようである。したがって、貨幣経済、市場経済という観点からそれぞれの国の生産力を評価するのはかなり無理があるが、あえて一人当たりのGNPで見ると700米ドル程度の国が多く、おしなべて低所得国に位置づけられている。

おもな産業資源としては、森林などを持つミクロネシア連邦を除けば、コプラの他は水産物のみというところが多く、他に観光立国を指向している国もかなりあると思われる。魚介類の生産の面でも、環礁内の資源に対してはカヌーの動力化などにより漁獲圧力が高まり、資源水準の低下ないし枯渇状態が見られるようになり、海象条件の厳しい環礁外の水域での操業に移行せざるを得なくなっている。

これらの国の人口増加率は2%～3.5%とかなり高い状況にあることから、離島で生活できなくなった者が都会に流れ込み、適当な職のない者が増えて社会問題化してきている。このような状況を改善していくために、小規模漁業などを通じて離島振興を図ることにより市場経済の風を吹き込み、都市部への人口の集中を緩和していくことを漁業開発の第一段階の目標にしていると思われる。一方、都市部とその近郊地域にあっては一歩進んだ商業漁業の育成を目指している。漁業技術の修得とともにインフラストラクチャーを段階的に整備し、漁船も船外機船から船内機関を備えたやや大型の船へと高度化を図り、漁業協同組合の組織化や流通機構の整備を進め、合併事業を誘致することなどにより、200海里内資源の自国化と高度利用を推し進めることを第二段階の目標にしてい

るとみられる。

これらの施策を進めることにより、国民の食糧確保とともに生産物の輸出による外貨獲得を実現し、あわせて雇用機会の増大につながっていくと期待されているが、その実現のためには、やはり先進国に依存しなければならないというのが現実である。かつてこれらの国を支配した英国は、自国経済の後退によって島嶼国への支援を続けられなくなっているが、地理的に近い豪州やニュージーランドが替わって影響力を強化しようとしており、また世界の指導者として自ら認じている米国も同様である。これらの国はそれぞれに漁業分野での支援を行っているが、やはり自国の政策の線上にある方法がとられている。日本にとってもこれらの国との関係は遠洋漁業などの分野できわめて重要であり、現実のニーズに対応する形で漁業協力が進められている。

漁業協力の分野

南太平洋の島嶼国に対して実施されている漁業協力を実施主体で大別すると、政府（実施主体は国際協力事業団）によるものと、財源の大部分に政府資金を使用しているものの民間団体の海外漁業協力財団が実施しているものの両者がある。

政府による協力についてみると、援助の額で大きいものに水産無償資金協力があり、これは相手国の政府からの外交ルートによる要請に基づき、漁港岸壁や漁港施設としてのドック、製氷・冷蔵・冷凍施設などのほか、漁業調査船、訓練船、漁船、漁船機関、漁業教育施設、養殖施設、水産物加工・流通施設などが供与されている。これには大きな資金を必要とするが、途上国がおしなべて希求しているものであると同時に、漁業を含めたわが国との友好関係の維持、発展に貢献している。主要な国に対して1か国あたり、1事業につき1～10億円程度の規模のものが供与されており、各国のさまざまな漁業振興計画に基づいて実施されている。国の実施している漁業協力にはこの他にも、プロジェクト協力、専門家派遣、研修員の受け入れなど多くの事業があるが、以下に述べるOFCFの実施している事業と類似しているものもあり、ここでは省略する。

OFCFの機関としての役割は、本格的な200海里時代にあってわが国の海外漁業が年々困難な状況に直面している中で、本邦漁船の漁場確保と円滑な操業を維持するために、共存共栄という観点から途上国や一部の先進国に対してさまざまな技術協力を実施することにある。主要な協力事業の概要を以下に示す。

1. 低利資金の貸付

途上国に対してわが国の漁業団体や企業などが協力事業を実施する場合に、必要な資金を低利で事業実施者に貸し付けるもので、南太平洋島嶼国における代表的な例としてはソロモン諸島国での合弁事業がある。漁業操業から漁獲物の加工、英国などへのカツオ缶詰の輸出などにより、この合弁事業は当該国の基幹産業に位置づけられるまでになっている。現地での雇用の促進が図られ、技術移転が進み、外貨の獲得がなされるという点でソロモン諸島国にとって大きなメリットがあると

同時に、今日までわが国のカツオ・マグロ漁船の入漁がほぼ順調に行われてきていること、沖縄のカツオ釣漁船がこの合併事業に参加しそれらの経営が維持されてきていることなどは、この事業によると評価できると考えている。

2. 資源開発のための研究調査

途上国の200海里水域内の未開発ないし低開発資源の種類や状況を調査して、相手国に今後の開発の可能性を示唆するものであり、その一例としてマイクロネシア連邦のチューク州モエン島を中心とした離島周辺水域での底魚漁場開発のプロジェクトがあげられる。

この事業はマイクロネシア連邦政府からの要請に応じて1989年から1991年にかけて行われたもので、マイクロネシア連邦の200海里水域内に散在する海山（バンク）を対象とした深海性の底魚資源に関する基礎調査が行われた。60トンのキンメダイ釣漁船を庸船し、専門家2名、乗組員5名、マイクロネシアの訓練生16名の体制で、1年6か月にわたり、底立延縄、立縄による漁獲試験、漁獲魚の分類などの他に、海洋環境調査、現地海底地形に適した漁具漁法の改善、漁獲物の鮮度保持に関する研究、現地漁民に対する技術指導などを実施した。

漁獲されたおもな魚種は、カッポレ、オオヒメ、バラフエダイ、イソマグロ、ヒメフエダイ、ツムブリ、アオチビキ、ハマダイ（オナガ）などであり、水深は魚種によって異なるが20～240mの範囲であった。これらの魚種の大部分は地元では馴染みが薄いものであったが、漁獲物は州の海洋資源省を通じて学校給食などに仕向けられ、一部はゲーム、サイバンに輸出するという可能性も見出された。

調査の結果、この漁場は既存漁港からの距離が遠く、10～20トン級の漁船で10日以上かかり漁撈コストが高くなると評価された。漁場近くの離島に小型漁船のためのインフラが整備され、漁獲物の集荷機能を持つような状況になるまでは、採算のとれる商業漁業の可能性は小さいものとみられるが、このような資源が広域的に存在し将来の開発利用の可能性が明らかになったことから、マイクロネシア連邦の担当大臣も、かかる資源調査の意義について評価している。

3. 沿岸漁業開発振興プロジェクト

[マーシャル諸島] マーシャル諸島共和国のアルノ環礁において1988年から1993年に、沿岸漁業育成のための漁業試験と漁獲物の流通販売試験に関するプロジェクトが実施された。アルノ環礁は首都マジュロからもっとも近い環礁で20kmの距離にあり、この海域の漁業資源は、マジュロから出向いてきた漁民による若干の漁獲物がマジュロの市場で販売されているという状況にある。アルノ環礁の住民1700人はこの資源を自給自足生活の糧としてのみ漁獲していたという状態を改善し、商業漁業の育成を図るということを目的として、当該国政府からの要請により実施したものである。

プロジェクトでは、3名の専門家の指導により小型FRP漁船8隻を地区代表者の管理下に置き、約400名の漁業者が参加して効率的な漁業試験が行われた。漁獲物はプロジェクトが買い上げて施

設に貯蔵し、週3回マジロに運びスーパーマーケットや学校、病院などに販売するという方式をとり、地元漁民には2年9か月の間に約8000万円の収入が確保され、一部の売上代金を保管して今後の独自の事業資金に当てるという指導を進めた。

マーシャル諸島共和国では、1986年から2001年までの15年間、米国との間の自由連合盟約に基づくコンパクト・マネーと呼ばれる資金供与があり、これがかえって産業育成を遅らせているとも考えられている。自給自足の村落共同体を除くと、都市部では生鮮魚の供給が不足し魚類供給は米国などからの缶詰輸入に依存しており、自国水域の資源の有効利用が充分には図られていないという状況にあった。いずれかかる資金供与がなくなれば自国産業の育成をより積極的に推進せざるを得ず、このプロジェクトは将来に向けた一つの試みであった。

プロジェクトを通じて、以下の問題が今後の課題として残された。

- ① 決められた水路以外の場所に漁船を接岸する傾向があり、このため船外機の破損が多発し、その責任の所在が不明確になっている。この解決には組織と責任体制の確立が必要である。
- ② 都市部消費者の中には内蔵付きの漁獲物を好む傾向があり、これが鮮度保持を難しくしている。漁業者や消費者に対するPRが必要である。
- ③ プロジェクト積立金の適正かつ効果的な利用のための組織の育成が必要である。

〔キリバス共和国〕 キリバス共和国のクリスマス島沿岸水域において1988年から1993年にキハダ漁業の開発と漁獲物の輸出試験事業が実施された。

キリバス共和国は1979年に英国から独立した島嶼国であり、西のギルバート諸島からフェニックス諸島、ライン諸島と東西に3000kmの広がりをもつ。事業の対象として選定されたクリスマス島はその東端に位置し、戦後英国や米国が原爆実験を実施した離島で、島の生産物はヤシの実と水産物のみというところである。

プロジェクトは、ここにかつてわが国の水産無償資金協力で作られた製氷冷蔵施設や漁船を利用して、3名の専門家の指導のもとに、ライン・フェニックス省の組織が主体となって実施したものである。この付近まで来遊するキハダをひき縄釣りによって漁獲し、冷蔵施設に1週間貯蔵して、週に一度来航する航空機によってハワイまで輸出するという試験事業を実施した。

漁撈技術の移転分野ではかなりの成果が得られたが、プロジェクトの実施期間中にも週1便の予定の航空機の来航がかなり長期間途絶えてしまったり、プロジェクトに参加する現地陸上作業員の数が多すぎて管理経費がかさむなどの問題があった。またプロジェクト終了後には技術的に高度な施設の維持・管理能力の不足、運営費の不足などの問題があることが判明した。このような離島にあっては、引き続きかなり長期間にわたる技術協力の実施が必要である。将来、この地に漁船漁業などの合併事業が誘致されることになれば、航空機の確保とともにより望ましい管理・運営が図られていくものと思われる。

〔ソロモン諸島〕 ソロモン諸島国のガダルカナル島の東側にあるマライタ島の北部地域を対象として、1990年から1994年に4名の専門家を派遣し、沿岸漁業開発振興と漁獲物の流通販売試験に関するプロジェクトが実施された。

ソロモン諸島では公用語の英語、共通語のピジン語の他に70～80の部族語があるといわれ、いわゆるワン・トークと呼ばれる部族主義が根強く、北マライタではほとんどが自給自足の村落社会を形成している。ソロモン諸島国の首都ホニアラではマライタ島からの移住者がきわめて多く、そこでもワン・トークの集団生活が見られ、ある程度の現金収入を得るとマライタに戻るといったパターンが一般的である。初等教育でさえ義務化されていないため、技術移転を行うにしても初歩的なところから教えていかなければならず、高度な技術を要する製氷施設などの維持・管理はここでも大きな課題であった。

プロジェクトでは、北マライタの玄関口であるアウキに漁業ステーションを設置し、ここを基地として7か所にサテライトと呼ぶ実施拠点を設置した。FRP漁船14隻を用いて、リーフ外の底魚漁業やカニかご漁法、マグロ延縄漁業などの技術指導、漁業協同組合の組織づくり、製氷・冷蔵庫の供与による漁獲物の鮮度保持とホニアラへの定期的な出荷などの指導を実施した。漁獲される底魚は、アカムツ、ハマダイ、ハタ、クエなどで、食習慣のあるキツネフエフキ、オオヒメなどのリーフ・フィッシュと比べて価格面では安くなる傾向があった。

このプロジェクトの大きなメリットは、必ずしも充分な形のものではないにせよ、それぞれのサテライトに漁業協同組合が作られ、あるいはその機運ができてきたことであり、紆余曲折はあったものの指導的な役割を果たせる者の下で、組織的な活動が続けられていることである。これによって、自給自足の生活から商業漁業への芽生えが見られ、首都ホニアラへの水産物の供給の道が付けられたといえることができる。

4. 高度機能施設などの修理、修復と技術移転を図るプロジェクト

このプロジェクトは南太平洋島嶼国を対象として1990年から実施されている。これらの国の政府からの要請によって、日本政府の水産無償資金協力の制度によりさまざまなインフラ施設や漁船などが供与されてきたことは既に述べたとおりであるが、施設の維持・管理が適切に行われなかったり、災害などにより機能しなくなった場合には、その施設に依存している漁業生産活動が全体として止まってしまうことがしばしば見受けられる。このような状態を放置すると、また自給自足の地域社会に逆戻りしてしまうということになる。

この範疇のプロジェクトは、わが国以外の国から供与されたこのような施設も含めて対象とし、故障している部分を確認し、各部門の専門家により修理、修復を行い、平常の維持、管理に必要な技術の移転を行うというものであり、施設の活性化が行われ、再び生産活動が開始されるというメリットが得られる。

簡単な故障の修理に必要な部品を自ら作れるワークショップを設置し、ここで技術指導を継続し

て実施することにより、製氷・冷蔵などの施設の構造の理解が深まり、このプロジェクトが生かされていくものとする。

5. 研修生の受け入れ

わが国の合弁企業の従業員や行政担当者を対象にさまざまな研修コースを設けて研修生を受け入れている。一般研修としては日本語のほか日本の社会・文化や漁業地域での見学などを集団・合宿方式によって実施している。技術研修の分野では、研修内容は漁撈、漁具、水産加工、増養殖、漁船機関、冷凍機、航海計器、無線、漁船修理など多方面にわたり、各人の目的に応じて関係団体や企業・大学などに依頼して実施している。

研修期間は2か月から1か年とコースによって異なり、かつてあるコースに参加した者が再びより高度な研修に参加するというケースも見られる。各人の帰国後に研修の効果が自国でどのように生かされているか、今後の研修実施に参考にすべきことはないかなどについて、フォロー・アップ調査も実施している。

6. 現地漁業訓練

ミクロネシアのヤップ島にある漁業教育施設を利用して、1993年から3名の専門家により、マグロはえ縄漁船員およびまき網漁船員の訓練を実施している。研修生は4州から連邦政府の奨学金制度により希望してきた者であり、半年間の合宿訓練の後、自国のカツオ・マグロ漁船に乗船することが予定されている。

このほかにも、キリバスの首都タラワにおいて、JICAが実施している訓練センター事業にOFCFも専門家を派遣し、カツオ・マグロ漁船員の訓練を行っている例がある。卒業生はわが国の近海カツオ・マグロ漁船の優秀な乗組員として活躍している。

7. 機材供与

わが国の漁船が沿岸国の200海里水域に入漁するための協定の締結に伴って、漁業団体が当該国に対して漁業機材を供与する場合、それに要する資金を補助する事業を実施している。これらの機材には、漁船、FRPボート、船外機、冷凍機、発電機、航海計器、漁具、漁網などさまざまなものが対象となっている。

8. 要人などの招請

わが国と南太平洋島嶼国との間には、漁業の分野に限ってみても相互に補完的な関係があり、互いに相手国の実情を正しく把握し理解することが、漁業交渉を進める上でも技術協力を実施する際にもきわめて重要である。かかる観点から、これらの国の要人などをわが国に招聘して、関係機関との意見交換を行ったり漁業地域の実態を見てもらい、あるいはシンポジウムなどの開催を通して、

わが国の多くの関係者にも相手国のニーズについて理解を深めてもらうという事業を実施している。

9. 専門家の確保と派遣

海外漁業協力の業務に従事する専門家を広く求めるため、専門家の登録制度を設けており、この内から海外派遣に即応できる者を選定して確保し、またこれらの者を各国でのプロジェクトなどに派遣している。

専門家には、当然のことながら専門的な技術・知識とともに、任地における外国語の能力のほか、国際社会・経済、異文化に対する理解が必要であり、このために必要な研修も実施している。

あ と が き

海外漁業協力財団は以上に示した以外にも様々な事業を実施しているが、ここでは割愛させていただきたい。

協力事業に関しては、当初期待していたほど進展が見られなかったり、成果が普及していかないなどの状況に至ることがある。これは事業そのものが多くの前提条件を伴うものである以上、ある程度は矢無をえないことであろう。「技術移転」というカテゴリーで考えても、直ちに吸収できるものと長い期間を要するものがあり、高度の機械類を使用したりする場合に多くの困難を伴うのは当然のことである。

協力事業を成功させるために相手国の自助努力が重要なことは論ずるまでもないが、我が国とは異なる社会経済的条件下に、またその体制の中で進められているものであることから、相手国の立場に立って考えてみることも必要である。様々な困難に際して暖かい思いやりをもって、どのようにしたら成果が挙がる事業になるか、将来その国にとって役立つ形に育っていくかについて配慮しつつ、一歩々々進めていくことが大切であると考えている。